

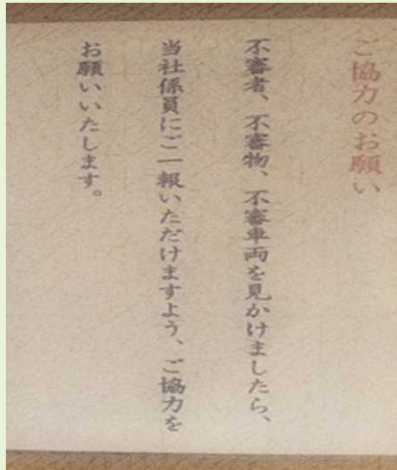
## 船舶運航事業者テロ対策の具体例

◆各事業者において、実行可能な対策を実施することで、テロの脅威から人命と財産を守ることに繋がります。

### 1. 警戒体制の整備

#### 不審物発見等に係る協力要請

乗船客に対し、船内等で不審者、不審物等を発見した際には、職員へ通報するようポスター等を用いて依頼する。



#### 不審物等発見時に利用できる非常用インターホン等の設置

乗船客が、船内等で不審者、不審物等を発見した際には、職員へ通報できるよう非常用インターホン等の設置を行う。



#### 防犯カメラの設置・増設

テロ発生時に容疑者特定の重要な手がかりとなる防犯カメラを設置・増設する。



「防犯カメラ作動中」などの警戒メッセージを目立つように表示することにより、テロの抑止効果も得られる。



## 2. 不審物・不審者・積荷等への警戒

### 「目に見える」巡回警備

職員や警備員が「警備中」等と記した腕章等を着用し、警戒態勢を敷いていることが見える形で巡回警備を行う。



### 海上保安官等による警戒と警乗

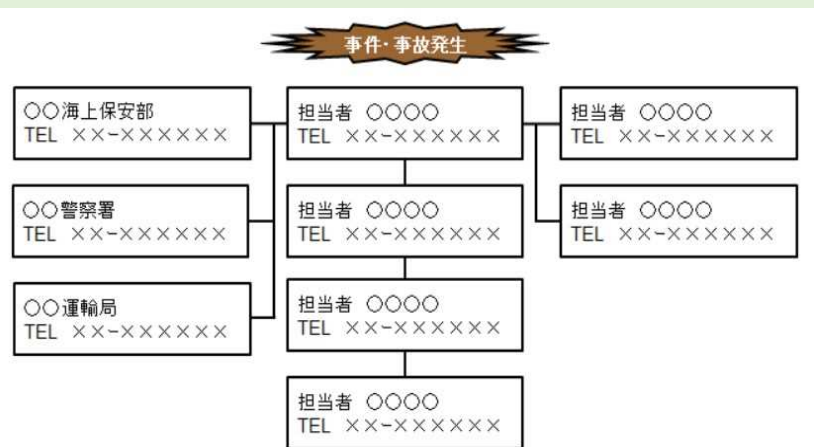
多客期に旅客ターミナル、船舶等において海上保安官等による警戒・警乗を実施する。



## 3. 不審物・不審者を発見した場合の連絡通報体制等の確立

### 連絡通報体制の整備

不審物・不審者を発見した場合及びテロ等発生時に、船内のほか、陸上担当者や関係機関（海上保安部、警察署、地方運輸局等）との間で連絡が取れるような体制を整える。



**不審物・不審者を発見した場合の対応**  
～不審物・不審者を見逃さず、適切に対応するために～

**不審物発見時の対応**

- ✓ 持ち主の確認
- ✓ (持ち主が不明の場合) 「近づかない」、「触らない」、「嗅がない」、「動かさない」
- ✓ 不審物周辺からの旅客・職員の避難、暫定的な立ち入り禁止措置の実施
- ✓ 旅客・職員の安全を最優先とした上での海上保安部や警察署等への通報

**不審物について**

- ✓ そこにあることがおかしい物
- ✓ 不審者が故意に残置した疑いのある物
- ✓ 危険物である疑いがあり、内容が判別できない物



- ▶▶ 不審物の中には、時限式、遠隔操作、外力を与えると作動する物などがある。
- ▶▶ 手紙や小包程度の大きさであっても、殺傷効果を有する爆発物を使用した例もある。
- ▶▶ サリンのような殺傷能力のある化学剤又は細菌等、過去に危険な物質が生成された事例があり、爆発物同様、残置されたり、装置として仕掛けられる可能性もある。
- ▶▶ 不審物について、「爆発物は固形である」「乗客の忘れ物だろう」等の先入観を持たず、常態と比較して総合的に判断する。

**不審者発見時の対応**

- ✓ 職員間の不審者に関する状況の共有
- ✓ (明らかに不審と認められた場合) 旅客・職員の安全を最優先とした上での不審者への声かけ(「何かございましたか?」「何かお困りですか?」等)
- ✓ 旅客・職員の安全を最優先とした上での海上保安部や警察署等への通報

**不審者について**

- ✓ 職員の姿を見て立ち去ろうとする者
- ✓ 職員の問いかけに答えようとしない等の非協力的な者
- ✓ 視点が定まらず落ち着きがない者
- ✓ 携帯電話等で他人に聞こえないように通話している者
- ✓ 季節はずれの厚着をしている又は不自然に顔を隠している者
- ✓ 荷姿と対照して不相当な重量感のある荷物を持っている者
- ✓ 居るはずのない場所(関係者区画等)に居る者



## 4. テロ発生等を想定した訓練等

### 対処訓練の実施

非常時の誘導訓練も含めたテロ対処訓練を定期的の実施し、テロ発生時の対応要領について確認する。



### 救命講習の受講

テロ等発生の際に被害者に適切な応急手当を施せるよう、職員等による救命講習の受講等を行う。

